

ねんきん 通信

支給の『繰上げ』・『繰下げ』

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として65歳からですが、希望すれば60歳から64歳までの間でも繰上げて受けることができます。しかし、1ヶ月あたり0.5%減額された年金を受け取ることになります。その減額率は生涯続くこととなります。

また、66歳以降に繰下げ請求した場合、1ヶ月遅らせるごとに0.7%増額された年金を受け取ることができます。

★65歳前に繰上げ請求を希望される方へ 次のことにご注意ください

- ① 特別支給の老齢厚生（退職共済）年金は、65歳になるまで一部が支給停止されます（65歳からは両方とも受けられます）。
- ② 遺族厚生（遺族共済）年金の一部が支給停止になります（65歳からは両方とも受けられます）。
- ③ 繰上げ請求したあとは、障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられなくなります。

詳しくは社会保険事務所におたずねください。

例) 40年間保険料を納めた場合(平成21年度の年額)
平成21年度年額=792,100円

繰上げ支給

- ① 60歳0ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
 $792,100円 \times 70\% = 554,500円$
- ② 63歳6ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
 $792,100円 \times 91\% = 720,800円$

繰下げ支給

- ① 66歳8ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
 $792,100円 \times 114\% = 903,000円$
- ② 70歳0ヶ月で老齢基礎年金を請求した場合
 $792,100円 \times 142\% = 1,124,800円$

◎昭和16年4月2日以降に生まれた方の繰上げ・繰下げの支給率（数字は%）

	年齢	月											
		0ヶ月	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
繰上げ支給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
繰下げ支給	65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	142	

★繰上げ・繰下げ支給を受けた場合の年齢別受給累計額★

(数字は受給年金額の累計)

単位：円

	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
①60歳0ヶ月から繰上げ支給を受けた場合 年額 554,500円	554,500	1,109,000	1,663,500	2,218,000	2,772,500
②65歳から支給を受けた場合 年額 792,100円	0	0	0	0	0
③70歳0ヶ月から繰下げ支給を受けた場合 年額1,124,800円	0	0	0	0	0

	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳	73歳
①	3,327,000	3,881,500	4,436,000	4,990,500	5,545,000	6,099,500	6,654,000	7,208,500	7,763,000
②	792,100	1,584,200	2,376,300	3,168,400	3,960,500	4,752,600	5,544,700	6,336,800	7,128,900
③	0	0	0	0	0	1,124,800	2,249,600	3,374,400	4,499,200

	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳	81歳	82歳
①	8,317,500	8,872,000	9,426,500	9,981,000	10,535,500	11,090,000	11,644,500	12,199,000	12,753,500
②	7,921,000	8,713,100	9,505,200	10,297,300	11,089,400	11,881,500	12,673,600	13,465,700	14,257,800
③	5,624,000	6,748,800	7,873,600	8,998,400	10,123,200	11,248,000	12,372,800	13,497,600	14,622,400

※ 65歳から支給を受けた場合と比較し、60歳から繰上げ支給を受けた場合は76歳以降に受給累計額が下回り、70歳から繰下げ支給を受けた場合は81歳以降に受給累計額が上回る事となります。

注：この表は、40年間保険料を納めた方が受給できる平成21年度の老齢基礎年金額を基に、目安として積算したものです。年金額の改定などがあった場合には、変動いたしますのでご注意ください。

詳しくは、稚内社会保険事務所(電話0162-32-1941)または町民課保健福祉グループ(電話5-1115 内線160)にお問い合わせください。